

議案第 4 1 号

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

清水町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の一部を次のとおり変更する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保（2）その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。中、「道路改良舗装整備事業（道路 3,019m）」を「道路改良舗装整備事業（道路 3,459m）」に、「道路舗装改修事業（道路 5,727m）」を「道路舗装改修事業（道路 6,427m）」に変更する。